

発注者別評価点数の導入について

1. 主観点の導入について

現在、本市の建設工事業者の格付けについて、経営事項審査における総合評定値（以下、「客観点」という。）によって行っていますが、平成 29 年 4 月から、社会性を評価した発注者別評価点数（以下、「主観点」という。）を導入し、客観点に主観点を加えた総合点数により格付けを行います。

2. 対象者及び提出書類

対象者：市内に本店を有する建設工事業者

提出書類：「主観点評価項目調書」

※対象者以外については、客観点のみで格付けを行います。

3. 評価項目等

No.	区分	評価項目	主観点
1	常用雇用した新卒者の有無	審査基準日の3年前の日が属する年度の4月1日以降に、学校教育法に規定する高等学校、大学、大学院、短期大学、高等専門学校及び専修学校又は職業能力開発促進法に規定する公共職業能力開発施設及び職業訓練人が設置する認定高等職業訓練校の課程（在職者訓練を除く。）を卒業した者を常用雇用（契約期間の定めのない労働契約による雇用。いわゆる正式採用）した場合。	《算出式》 新卒者の数×10点 （最大3人まで） 例）新卒者の数が2人の場合 2人×10点=20点
2	障がい者の法定雇用義務の遵守の有無	審査基準日における障がい者の雇用の有無	10点
			上記に該当しない場合は、障害者を雇用していること。
3	喜多方市消防団活動への協力の有無	審査基準日における消防団員として活動している従業員の雇用の有無及び協力事業所認定の有無	10点
			現に喜多方市消防団協力事業所に認定されていること。

4	保護観察対象者等の就労支援の有無	審査基準日における保護観察対象者の就労支援の有無	協力雇用主に登録されていること。	5点
			現に直接雇用の従業員を雇用していること	20点
5	女性活躍推進に向けた取り組みの有無	審査基準日における女性技術者雇用の有無（注）	現に女性技術者の従業員を雇用していること。	《算出式》 女性技術者の数×10点 （最大3人まで） 例) 女性技術者の数が1人の場合 1人×10点=10点
6	除雪、災害対応業務の有無	審査基準日の直前2年間における除雪、災害対応業務の契約実績の有無	市発注による道路の除雪業務の実績がある。	25点
			市発注による道路、河川、農地等の災害対応業務の実績がある。	25点
7	高齢者除雪支援事業への協力の有無	審査基準日の直前の2年間の高齢者除雪支援事業への協力実績の有無	高齢者除雪支援事業への協力実績があること。	10点
8	入札参加資格制限の有無	審査基準日の直前の2年間の入札参加資格制限歴（いずれも1件ごと）	1月未満	-10点
			1月以上2月未満	-20点
			2月以上3月未満	-30点
			3月以上6月未満	-40点
			6月以上	-50点

（注）技術者とは、主任技術者になれる資格を有する者をいう。